福祉制度についてのお知らせ

Ⅰ【児童扶養手当について】

1　対象者

手当を受けることができる人は、父母が婚姻を解消したり、父親が一定の障害の状態である等で、十八歳未満の児童（心身に障害がある場合は二十歳未満）を監護している母親又は、母親にかわってその児童を養育している人です。

※「児童」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（心身に障害がある場合は二十歳未満）

2　手続き

手当を受けるには、次の書類を添え、福祉保健課で請求の手続きをしてください。

①請求者と対象児童の戸籍謄本一通
②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票一通
③その他必要書類（支給要件の事由により添付書類は異なります。）

3　手当の金額（一ケ月当たり）

一人　四二、三七〇円
二人　四七、三七〇円
三人以上は、一人につき三千円加算します。（平成十四年度実績）

4　所得による支給の制限

前年の所得により手当の全部又は一部が支給できないことがあります。

Ⅱ【特別児童扶養手当について】

1　対象者

手当を受けることができる人は、精神又は身体に障害のある二十歳未満の児童を監護する父もしくは母又は、父母にかわって児童を養育している人です。

2　手続き

手当を受けるには、次の書類を添え、福祉保健課で請求の手続きをしてください。

①請求者と対象児童の戸籍謄本一通
②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票一通
③所定の診断書等（障害の種類により診断書は異なります）
④その他必要書類

3　手当の金額（一ケ月当たり）

一級該当　一人につき　五一、五五〇円
二級該当　一人につき　三四、三三〇円
（平成十四年度実績）

4　所得による支給の制限

前年の所得により手当が支給されないことがあります。

詳しくは
大崎町役場　福祉保健課　児童係まで
電話七六-一一一一（内線一四二）

Ⅲ【ひとり親家庭医療費助成制度について】

1　対象者（次のいずれか）

①ひとり親家庭の父又は母及び児童
②父母のいない児童

※「児童」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（心身に障害がある場合は二十歳未満）

2　給付内容

健康保険診療（国保・社保）の自己負担額（附加給付金等を除く）を助成します。ただし、診療の事由が第三者の行為（交通事故等）により発生した場合において、対象者が損害賠償を受けた場合は該当しません。

3　手続き

助成を受けるには、次の書類を添え、福祉保健課で手続きをしてください。

①身体障害者手帳又は療育手帳
②健康保険証

詳しくは
大崎町役場　福祉保健課　福祉係まで
電話七六-一一一一（内線一四四）

Ⅳ【重度心身障害者医療費助成制度について】

1　対象者（次のいずれか）

①身体障害者手帳の等級が一級又は二級の方
②身体障害者手帳の等級が三級で知能指数が五十以下（療育手帳B1）の方
③療育手帳の判定がA1、又はA2の方

2　給付内容

健康保険診療（国保・社保・老保）の自己負担額（附加給付金等を除く）を助成します。ただし、診療の事由が第三者の行為（交通事故等）により発生した場合において、対象者が損害賠償を受けた場合は該当しません。

3　手続き

助成を受けるには、次の書類を添え、福祉保健課で手続きをしてください。

①身体障害者手帳の等級が一級又は二級の方
②身体障害者手帳の等級が三級で知能指数が五十以下（療育手帳B1）の方
③療育手帳の判定がA1、又はA2の方

4　所得による助成の制限

前年の所得により助成を受けることができない場合があります。

※児童扶養手当を申請する方は①と②は不要です。
③健康保険証

保育士の登録手続きをしましょう

本年十一月の児童福祉法の改正以降、現在保育士として仕事をされている方は、県知事に登録をしないと『保育士』の名称を使用できなくなります。（現在保育士の仕事をされてない方は、登録しなくても資格はなくなりませんが、保育士として仕事を始める前に登録しておく必要があります。）

登　録　先

指定保育士養成施設卒業者
➡現住所地の都道府県知事
保育士試験合格者
➡合格地の都道府県知事

登録申請に必要な書類

①保育士登録申請書
②保育士資格証明書もしくは一部科目合格証明書（全科目分）
③郵便振替払込受付証明書
※婚姻等により氏名が保育士資格証明書と異なる方は、①～③の書類のほか、戸籍抄本又は戸籍一部事項証明書が必要になります。

登録手数料　四、二〇〇円

申請の方法

『保育士登録の手引き』の必要事項を記載し、提出書類を添えて、登録事務処理センターへ郵送してください。

『保育士登録の手引き』は、役場福祉保健課（児童係）にあります。

問い合わせ先
大崎町役場　福祉保健課　児童係まで
電話七六-一一一一（内線一四二）
登録事務処理センター
電話〇一二〇-〇四一九四三（登録案内専用）
（平日の十時から十八時まで）